

## 岡崎市監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和7年8月1日

岡崎市監査委員 高 橋 重 長  
同 石 川 真 司  
同 畠 尻 宣 長  
同 杉 浦 久 直

措置の通知書 (市民安全部 市民課)

令和6年8月1日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

令和7年3月27日まで

監査結果	措置状況
<p>住民記録システム等サービス利用契約等の特命随意契約において、遡りで契約書の作成等を行っているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>同案件の令和7年4月1日付け契約について、令和7年4月1日に契約事務執り進め伺い及び支出負担行為決議書を決裁し、速やかに契約を締結した。</p>

措置の通知書 (市民安全部 防犯交通安全課)

令和6年8月1日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

令和7年3月27日まで

監査結果	措置状況
<p>地域防犯カメラ維持管理費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 補助対象期間外の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあった。</p> <p>(2) 補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあった。</p>	<p>以下のとおり適正な処理を行うこととした。</p> <p>(1) 年度当初から補助対象経費の支出が発生する実情があり、早期の申請及び交付決定を行う必要があるため、補助金申請の事前案内を早めに対象者へ送付するとともに、補助金申請の手引きにおいて、「交付決定前に支出したものは補助対象外とする」旨を示し、厳粛に対応している。</p> <p>(2) 当該経費が補助対象外経費であることが確認できたため、令和6年度申請から補助対象経費に含めないこととし、以降、当該経費を補助対象外として対応している。</p>